

- 産業廃棄物の処理や排出抑制、プラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料の製造等の設備を整備するにあたり、**日本政策金融公庫の融資制度**(下記①、②、③)をご利用頂くことができます(詳細は事業資金相談ダイヤル、HPまで)。

	中小企業の皆様(中小企業事業)	小規模事業者の皆様(国民生活事業)
資金使途①	・産業廃棄物を焼却、脱水、乾燥、粉砕などにより処理を行う設備	
区分	「産業廃棄物処理・抑制・利用・プラスチック関連」	「産業廃棄物関連」
資金使途②	・産業廃棄物の排出を抑制するために必要な設備 ・廃棄物、使用済み物品などまたは副産物を原材料として利用するために必要な設備	
区分	「産業廃棄物処理・抑制・利用・プラスチック関連」	「リサイクル製品等関連」
資金使途③	・再生可能資源由来の原材料を製造するために必要な設備 ・再生可能資源由来の原材料もしくは再生プラスチックを利用する製品を製造するために必要な設備	
区分	「産業廃棄物処理・抑制・利用・プラスチック関連」	「再生可能資源関連」

※返済期間、担保の有無などに応じて所定の利率が適用されます。また、利率は金融情勢によって変動しますので、ホームページの記載とは異なる場合がございます。
※審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。

■ お問い合わせ

(融資に関するご相談／融資制度の詳細について)

日本政策金融公庫・事業資金相談ダイヤルまで。TEL: 0120-154-505 受付時間: 9:00 ~ 17:00(平日)

ホームページからも、ご確認いただけます。 ○中小企業の皆様 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

○小規模事業者の皆様 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

(制度の管轄)

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課(資金使途①及び②) TEL: 03-6205-4903

総務課リサイクル推進室(資金使途③) TEL: 03-5501-3153